

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(52)…………… 3

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(53) …… 22

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(54) …… 23

◎規 則

江東区公印規則の一部を改正する規則(78)…………… 28

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(79)…………… 29

江東区職員の災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則(80)…………… 29

◎規 則(教)

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(13)…………… 29

江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(14)…………… 29

◎告 示

区内地域密着型サービス事業所の廃止について(379)…………… 30

区内地域密着型サービス事業所の廃止について(380)…………… 30

指定管理者の指定について(塩浜福祉園)(381)…………… 30

指定管理者の指定について(区立図書館)(383)…………… 30

保管自転車の処分について(令和5年10月下旬)(385)…………… 30

指定管理者の指定について(自転車駐車場)(386)…………… 31

指定居宅介護支援事業所の廃止について(387)…………… 31

指定管理者の指定について(東砂福祉会館)(389)…………… 31

指定管理者の指定について(千田福祉会館)(390)…………… 31

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路指定の変更(一部取消し)について(391)…………… 32

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路指定の変更について(392)…………… 32

指定管理者の指定について(千田児童館)(393)…………… 32

児童遊園の設置について(394)…………… 32

指定管理者の指定について(東砂児童館)(396)…………… 34

指定管理者の指定について(江東区立若洲公園)(399)…………… 34

特定子ども・子育て支援施設等の確認について(400)…………… 34

第4回区議会定例会の招集について(410)…………… 34

行旅死亡人の告示について(411)…………… 34

保管自転車の処分について(令和5年11月上旬)(412)…………… 35

特別区道路線の供用開始について(418)…………… 35

令和5年度会計年度任用職員の報酬の額の告示について(419)…………… 37

行旅死亡人の告示について(423)…………… 41

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の変更について(424)…………… 41

違法放置等物件の告示について(425)…………… 41

都市計画法第36条の規定に基づく開発行為に関する工事の完了公告について(426)…………… 42

◎告 示(教)

江東区登録文化財の登録について(19)…………… 42

令和5年第11回江東区教育委員会定例会の招集(20)…………… 42

令和5年第5回江東区教育委員会臨時会の招集(21)…………… 42

◎告 示(選)

令和5年12月10日執行の江東区長選挙におけるポスター掲示場の掲示区画の番号(35)…………… 43

令和5年12月10日執行の江東区長選挙におけるポスター掲示場の設置(36)…………… 44

選挙人名簿からの抹消(37)…………… 61

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(38)…………… 61

選挙人名簿からの抹消(39)…………… 61

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(40)…………… 61

江東区長選挙の選挙期日について(41)…………… 61

令和5年12月10日執行の江東区長選挙 の開票事務について(42) ……………	61
令和5年12月10日執行の江東区長選挙 における各投票区の投票所について(43) ……	61
令和5年12月10日執行の江東区長選挙 における期日前投票所について(44) ……………	63
令和5年12月10日執行の江東区長選挙 における投票管理者及び同職務代理者の選 任について(45) ……………	63
令和5年12月10日執行の江東区長選挙 における期日前投票所の投票管理者及び同 職務代理者の選任について(46) ……………	63
令和5年12月10日執行の江東区長選挙 の選挙会の場所及び日時について(47) ……	63
令和5年12月10日執行の江東区長選挙 における選挙長及び同職務代理者について (48) ……………	63
令和5年12月10日執行の江東区長選挙 における候補者の選挙運動に関する支出金 額の上限について(49) ……………	63

◎告 示(選挙長)

令和5年12月10日執行の江東区長選挙に おける立候補者の届出について(2) ……	64
--	----

◎区 議 会

区議会議決事項(令和5年第4回定例会) ……	66
------------------------	----

条	例
---	---

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月30日

江東区長職務代理者

副区長 大塚 善彦

◎江東区条例第52号

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第27条第2項ただし書中「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第27条の4第2項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

第27条の6第4項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第5項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

ア 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,500	208,500	235,600	260,300	288,700	370,800
	2	154,600	209,900	237,400	262,200	290,900	373,600
	3	155,700	211,200	239,200	264,200	293,300	376,400
	4	156,900	212,500	240,900	266,200	295,700	379,200
	5	158,100	213,800	242,700	268,400	298,000	381,900
	6	159,300	215,100	244,600	270,400	300,400	384,600
	7	160,500	216,500	246,500	272,300	302,800	387,400
	8	161,700	218,000	248,400	274,400	305,200	390,200
	9	162,900	219,800	250,200	276,500	307,700	393,000
	10	164,100	221,300	252,200	278,600	310,200	395,800
	11	165,500	222,900	254,100	280,600	312,500	398,700
	12	166,800	224,500	256,100	282,800	314,900	401,600
	13	168,100	226,000	258,000	284,800	317,400	404,400
	14	169,600	227,600	260,000	287,000	319,900	407,300
	15	171,100	229,200	261,800	289,100	322,200	410,200
	16	172,600	230,700	263,900	291,300	324,600	413,100
	17	174,100	232,300	265,900	293,600	327,200	416,000
	18	175,800	233,800	267,900	295,900	329,700	418,900
	19	177,700	235,300	269,900	298,100	332,200	421,900
	20	179,600	237,000	272,000	300,300	334,900	424,900
	21	181,400	239,000	273,900	302,500	337,400	427,800
	22	183,200	240,700	276,000	304,700	340,100	430,800
	23	185,100	242,600	278,000	307,000	342,700	433,900
	24	187,000	244,300	280,000	309,200	345,400	436,900
	25	188,800	246,000	282,200	311,400	348,000	439,900
	26	190,700	247,700	284,500	313,800	350,700	442,700
	27	192,700	249,500	286,900	316,300	353,400	445,700
	28	194,500	251,400	289,300	318,800	356,100	448,600
	29	196,200	253,200	291,700	321,300	358,800	451,400
	30	197,200	255,300	293,700	323,700	361,600	454,200
	31	198,100	257,400	295,900	326,200	364,400	456,900
	32	199,000	259,500	298,000	328,500	367,200	459,400
	33	199,700	261,700	300,100	330,800	370,000	461,900
	34	200,700	263,400	302,100	333,100	372,600	464,300
	35	201,700	265,200	304,200	335,400	375,200	466,500
	36	202,900	267,000	306,400	337,800	377,900	468,700
	37	204,100	269,000	308,400	340,100	380,600	470,600
38	205,500	270,600	310,500	342,400	383,300	472,600	

39	207,000	272,500	312,500	344,800	385,700	474,400
40	208,400	274,400	314,600	347,100	388,300	476,200
41	210,000	276,300	316,700	349,300	390,800	477,800
42	211,600	277,900	318,900	351,500	393,400	479,400
43	213,400	279,800	320,900	353,800	395,800	480,800
44	215,100	281,700	323,000	355,900	398,300	482,300
45	217,000	283,500	324,900	358,100	400,700	483,600
46	218,400	285,200	327,000	360,300	403,100	485,000
47	220,000	287,100	329,000	362,400	405,300	486,200
48	221,600	288,900	331,100	364,500	407,500	487,500
49	223,300	290,700	333,100	366,500	409,600	488,600
50	224,700	292,400	335,100	368,600	411,600	489,800
51	226,300	294,100	337,000	370,600	413,400	490,800
52	227,900	295,800	339,000	372,600	415,200	491,800
53	229,600	297,400	341,000	374,600	416,900	492,800
54	231,000	299,100	343,000	376,500	418,400	493,800
55	232,500	300,900	344,900	378,400	419,900	494,700
56	234,200	302,400	346,700	380,200	421,300	495,600
57	235,800	304,100	348,600	381,900	422,500	496,400
58	237,200	305,700	350,500	383,700	423,700	497,200
59	238,600	307,300	352,200	385,400	424,800	498,000
60	240,300	309,000	354,000	387,100	425,700	498,700
61	242,000	310,600	355,800	388,600	426,700	499,400
62	243,300	312,100	357,500	390,200	427,600	500,100
63	244,800	313,700	359,200	391,700	428,400	500,800
64	246,600	315,300	360,900	393,100	429,200	501,400
65	248,200	316,800	362,500	394,400	430,000	502,000
66	249,700	318,300	364,200	395,500	430,700	502,600
67	251,300	319,800	365,800	396,600	431,500	503,100
68	252,900	321,200	367,300	397,600	432,200	503,600
69	254,400	322,700	368,800	398,600	432,800	504,100
70	255,800	324,100	370,300	399,400	433,500	504,600
71	257,400	325,500	371,700	400,300	434,100	505,100
72	259,000	326,800	373,000	401,100	434,700	505,600
73	260,600	328,100	374,300	401,900	435,200	506,100
74	262,000	329,300	375,500	402,600	435,800	506,600
75	263,500	330,500	376,600	403,400	436,300	507,100
76	265,000	331,600	377,500	404,100	436,900	507,600
77	266,500	332,700	378,500	404,800	437,500	508,100
78	267,800	333,800	379,400	405,400	438,100	508,600
79	269,300	334,800	380,300	406,100	438,700	509,100
80	270,800	335,800	381,000	406,700	439,100	509,600
81	272,400	336,600	381,800	407,300	439,600	510,100
82	273,900	337,500	382,600	407,800	440,100	510,600
83	275,400	338,300	383,300	408,400	440,600	511,100

84	276,800	339,100	383,900	408,900	441,100	511,600
85	278,200	339,700	384,600	409,400	441,600	512,100
86	279,600	340,400	385,200	409,800	442,100	512,600
87	281,100	341,000	385,800	410,300	442,600	513,100
88	282,400	341,600	386,300	410,800	443,100	513,600
89	283,800	342,200	386,800	411,200	443,600	514,100
90	285,200	342,800	387,300	411,700	444,100	
91	286,600	343,400	387,800	412,200	444,600	
92	287,800	343,900	388,300	412,600	445,100	
93	289,100	344,400	388,800	413,000	445,500	
94	290,400	344,900	389,300	413,500	446,000	
95	291,700	345,400	389,800	414,000	446,500	
96	292,800	345,900	390,300	414,400	447,000	
97	294,000	346,400	390,800	414,800	447,500	
98	295,200	346,800	391,200	415,200	448,000	
99	296,400	347,300	391,700	415,600	448,500	
100	297,600	347,800	392,200	416,000	449,000	
101	298,600	348,300	392,700	416,400	449,500	
102	299,700	348,700	393,200	416,800	450,000	
103	300,800	349,200	393,700	417,200	450,500	
104	301,800	349,700	394,100	417,600	451,000	
105	302,700	350,200	394,500	418,000	451,500	
106	303,700	350,600	394,900	418,400	452,000	
107	304,600	351,000	395,300	418,800	452,500	
108	305,500	351,400	395,700	419,200	453,000	
109	306,400	351,800	396,100	419,600	453,500	
110	307,200	352,200	396,500	420,000		
111	308,000	352,600	396,900	420,400		
112	308,800	353,000	397,300	420,800		
113	309,400	353,400	397,700	421,200		
114	310,100	353,800	398,100	421,600		
115	310,700	354,200	398,500	422,000		
116	311,300	354,600	398,900	422,400		
117	311,800	355,000	399,300	422,800		
118	312,300	355,400	399,700	423,200		
119	312,700	355,800	400,100	423,600		
120	313,100	356,200	400,500	424,000		
121	313,400	356,600	400,900	424,400		
122	313,800		401,300	424,800		
123	314,200		401,700	425,200		
124	314,600		402,100	425,600		
125	315,000		402,500	426,000		
126	315,300		402,900	426,400		
127	315,700		403,300	426,800		
128	316,100		403,700	427,200		

	129	316,500		404,100	427,600		
	130	316,900		404,500			
	131	317,300		404,900			
	132	317,700		405,300			
	133	318,000		405,700			
	134	318,400					
	135	318,700					
	136	319,000					
	137	319,300					
	138	319,600					
	139	319,900					
	140	320,200					
	141	320,500					
	142	320,800					
	143	321,100					
	144	321,400					
	145	321,700					
	146	322,000					
	147	322,300					
	148	322,600					
	149	322,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		198,300	232,900	270,900	288,700	313,000	380,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	138,800	209,800	229,200	234,600
	2	139,500	211,300	230,900	236,300
	3	140,200	213,000	232,700	238,000
	4	140,900	214,500	234,500	239,800
	5	141,600	216,000	236,100	241,700
	6	142,300	217,500	237,900	243,500
	7	143,000	219,100	239,600	245,200
	8	143,700	220,700	241,400	247,200
	9	144,400	222,300	243,300	248,900
	10	145,100	224,200	245,200	250,800
	11	145,800	226,000	247,300	252,700
	12	146,500	227,800	249,400	254,600
	13	147,200	229,700	251,200	256,600
	14	148,200	231,300	253,200	258,600
	15	149,200	232,800	255,100	260,500
	16	150,200	234,400	256,900	262,500
	17	151,200	236,200	258,700	264,400
	18	152,300	237,600	260,400	266,300
	19	153,400	239,300	262,200	268,300
	20	154,500	240,900	264,100	270,200
	21	155,700	242,600	265,800	272,200
	22	156,900	244,000	267,700	274,300
	23	158,100	245,700	269,400	276,400
	24	159,300	247,300	271,200	278,600
	25	160,500	248,900	273,000	280,800
	26	161,600	250,400	274,900	282,900
	27	163,000	252,100	276,600	285,100
	28	164,300	253,700	278,400	287,100
	29	165,600	255,000	280,300	288,800
	30	167,100	256,700	281,900	291,100
	31	168,500	258,200	283,600	293,100
	32	170,000	259,700	285,400	295,200
	33	171,400	261,100	287,100	297,200
	34	173,200	262,600	288,900	299,300
	35	175,000	264,200	290,500	301,400
	36	176,600	265,500	292,200	303,400
	37	178,100	267,000	293,900	305,300
	38	179,100	268,400	295,700	307,200
	39	179,900	269,800	297,300	309,200
	40	180,700	271,300	298,900	311,100
41	181,300	272,700	300,500	313,000	

42	182,200	274,000	302,100	314,900
43	183,100	275,500	303,600	316,700
44	184,200	276,800	305,100	318,600
45	185,300	278,200	306,700	320,300
46	186,600	279,500	308,200	322,200
47	188,000	280,800	309,600	323,900
48	189,200	282,000	311,100	325,700
49	190,700	283,300	312,500	327,400
50	192,100	284,600	313,900	329,100
51	193,800	285,800	315,300	330,700
52	195,300	286,900	316,600	332,300
53	197,000	288,100	317,900	333,800
54	198,300	289,100	319,200	335,400
55	199,800	290,200	320,400	336,800
56	201,200	291,100	321,500	338,300
57	202,400	292,100	322,500	339,600
58	204,000	293,100	323,700	341,000
59	205,500	294,000	324,600	342,300
60	206,900	294,800	325,400	343,600
61	208,500	295,500	326,300	344,700
62	209,700	296,300	327,000	345,700
63	211,100	297,000	327,800	346,600
64	212,700	297,700	328,400	347,500
65	214,100	298,300	329,100	348,400
66	215,400	298,900	329,800	349,100
67	216,600	299,400	330,400	349,900
68	218,200	299,900	330,900	350,600
69	219,700	300,500	331,300	351,300
70	220,900	301,000	332,000	351,900
71	222,300	301,500	332,600	352,600
72	223,900	301,900	333,000	353,200
73	225,400	302,400	333,400	353,800
74	226,700	302,800	333,900	354,300
75	228,200	303,300	334,300	354,900
76	229,600	303,700	334,700	355,500
77	231,000	304,100	335,100	356,000
78	232,300	304,500	335,600	356,400
79	233,700	305,000	336,000	356,900
80	235,200	305,400	336,400	357,400
81	236,600	305,800	336,900	357,800
82	237,900	306,200	337,300	358,200
83	239,300	306,600	337,700	358,600
84	240,600	307,100	338,200	359,000
85	242,000	307,500	338,500	359,400
86	243,200	307,800	338,900	359,800
87	244,500	308,200	339,400	360,300
88	245,900	308,500	339,700	360,600

89	247,700	308,900	340,100	361,000
90	248,700	309,200	340,400	361,500
91	250,100	309,600	340,700	361,900
92	251,300	309,900	341,100	362,200
93	252,600	310,300	341,400	362,500
94	253,900	310,600	341,800	362,900
95	255,200	311,000	342,100	363,300
96	256,400	311,300	342,500	363,600
97	257,700	311,700	342,800	363,900
98	259,000	312,000	343,200	364,300
99	260,200	312,400	343,500	364,600
100	261,300	312,700	343,900	365,000
101	262,500	313,100	344,200	365,300
102	263,700	313,500	344,500	365,700
103	264,900	313,900	344,900	366,000
104	265,900	314,300	345,200	366,400
105	267,000	314,700	345,600	366,700
106	268,000	315,100	345,900	367,100
107	269,100	315,500	346,300	367,400
108	270,200	315,900	346,600	367,800
109	271,100	316,300	347,000	368,100
110	272,100	316,600	347,300	368,500
111	273,100	316,900	347,600	368,800
112	274,000	317,200	348,000	369,200
113	274,900	317,500	348,300	369,500
114	275,800	317,800	348,700	369,900
115	276,600	318,100	349,000	370,200
116	277,400	318,400	349,400	370,600
117	278,200	318,700	349,700	370,900
118	278,900	319,000	350,100	371,300
119	279,700	319,300	350,500	371,600
120	280,400	319,600	350,900	372,000
121	280,900	319,900	351,300	372,300
122	281,600	320,100	351,700	
123	282,100	320,300	352,100	
124	282,700	320,500	352,500	
125	283,100	320,700	352,900	
126	283,600	320,900	353,300	
127	283,900	321,100	353,700	
128	284,300	321,300	354,100	
129	284,600	321,500	354,500	
130	284,900	321,700	354,900	
131	285,300	321,900	355,300	
132	285,700	322,100	355,700	
133	286,000	322,300	356,100	
134	286,300	322,400	356,500	
135	286,700	322,500	356,900	

136	287,000	322,600	357,300	
137	287,400	322,700	357,700	
138	287,700	322,800	358,100	
139	288,100	322,900	358,500	
140	288,500	323,000	358,900	
141	288,700	323,100	359,300	
142	289,100	323,200	359,700	
143	289,400	323,300	360,100	
144	289,700	323,400	360,500	
145	289,900	323,500	360,900	
146	290,200	323,600	361,300	
147	290,500	323,700	361,700	
148	290,700	323,800	362,100	
149	291,000	323,900	362,500	
150	291,300		362,900	
151	291,600		363,300	
152	291,800		363,700	
153	292,100		364,100	
154	292,400		364,400	
155	292,600		364,700	
156	292,900		365,000	
157	293,200		365,300	
158	293,500			
159	293,800			
160	294,100			
161	294,400			
162	294,700			
163	295,000			
164	295,300			
165	295,600			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 213,000	円 224,200	円 245,000	円 275,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2(第6条関係)

ア 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	215,200	326,400	415,200
	2	217,700	330,000	418,000
	3	220,300	334,000	420,800
	4	222,700	337,700	423,600
	5	225,100	341,600	426,600
	6	227,700	345,400	429,500
	7	230,000	349,300	432,400
	8	232,600	352,900	435,200
	9	235,300	356,800	438,000
	10	238,000	360,900	440,900
	11	241,000	365,000	443,700
	12	243,800	369,000	446,500
	13	246,600	372,900	449,400
	14	250,500	376,800	452,400
	15	254,300	380,400	455,300
	16	258,000	384,000	458,000
	17	261,700	387,900	460,600
	18	265,600	390,800	463,300
	19	269,300	393,500	466,200
	20	273,200	396,500	468,900
	21	277,200	399,500	471,600
	22	280,900	402,200	474,300
	23	284,700	405,100	477,100
	24	288,200	407,900	479,700
	25	291,900	410,500	482,500
	26	295,500	413,200	485,100
	27	298,900	415,900	487,500
	28	302,500	418,500	489,900
	29	306,100	421,100	492,500
	30	309,500	423,700	495,000
	31	313,100	426,300	497,300
	32	316,700	428,700	499,800
	33	320,100	431,100	502,200
	34	323,600	433,600	504,700
	35	326,800	436,000	507,100
	36	330,100	438,500	509,600
	37	333,700	440,800	511,900
	38	337,200	443,200	514,000
	39	340,800	445,600	516,200
	40	344,000	448,000	518,200
41	347,300	450,500	520,400	

42	350,200	452,700	522,100
43	353,200	455,000	523,900
44	356,100	457,100	525,800
45	359,000	459,100	527,600
46	361,900	461,300	528,800
47	365,000	463,300	530,100
48	368,000	465,200	531,400
49	370,600	467,100	532,700
50	372,400	468,900	533,900
51	374,200	470,600	535,100
52	376,100	472,300	536,300
53	377,800	473,900	537,400
54	379,700	475,100	538,400
55	381,600	476,200	539,400
56	383,300	477,200	540,300
57	385,000	478,200	541,300
58	386,600	479,200	542,200
59	388,000	480,300	543,100
60	389,600	481,400	544,100
61	391,100	482,400	545,100
62	392,400	483,100	546,000
63	393,600	483,900	547,100
64	394,800	484,700	548,100
65	396,000	485,300	549,100
66	397,100	486,100	550,100
67	398,100	486,700	551,100
68	399,300	487,400	552,100
69	400,100	488,000	553,100
70	400,900	488,500	554,100
71	401,700	488,800	555,100
72	402,400	489,300	556,000
73	403,100	489,800	557,000
74	403,800	490,400	558,000
75	404,500	490,800	558,900
76	405,300	491,200	559,800
77	406,100	491,600	560,800
78	406,800	492,000	561,700
79	407,500	492,400	562,600
80	408,200	492,900	563,400
81	408,900	493,400	564,300
82	409,400	493,800	565,100
83	410,000	494,200	566,000
84	410,700	494,700	566,800
85	411,600	495,300	567,600
86	412,200	495,900	568,400
87	412,800	496,500	569,200
88	413,500	496,900	569,900
89	414,100	497,400	570,600

90	414,600	498,000	571,300
91	415,100	498,500	572,100
92	415,600	499,000	572,900
93	416,000	499,500	573,600
94	416,400	500,100	574,400
95	416,800	500,600	575,100
96	417,300	501,100	575,800
97	417,800	501,600	576,500
98	418,200	502,100	577,100
99	418,700	502,600	577,800
100	419,100	503,200	578,500
101	419,500	503,700	579,200
102	419,900	504,200	579,900
103	420,300	504,700	580,500
104	420,800	505,300	581,100
105	421,300	505,800	581,900
106	421,800		582,600
107	422,300		583,300
108	422,800		584,000
109	423,200		584,600
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 296,000	円 356,900	円 417,800

備考 この表は、医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	154,200	209,900	236,100	260,800	288,700
	2	155,400	211,300	237,900	262,500	290,900
	3	156,600	212,600	239,700	264,400	293,300
	4	157,800	213,900	241,400	266,300	295,700
	5	159,000	215,200	243,200	268,500	298,000
	6	160,300	216,400	245,100	270,500	300,400
	7	161,600	217,700	247,000	272,400	302,800
	8	162,900	219,100	248,900	274,500	305,200
	9	164,200	220,700	250,700	276,600	307,700
	10	165,600	222,100	252,700	278,700	310,200
	11	167,100	223,600	254,600	280,700	312,500
	12	168,500	225,100	256,500	282,900	314,900
	13	169,900	226,500	258,300	284,900	317,400
	14	171,400	228,000	260,200	287,100	319,900
	15	172,900	229,600	262,000	289,200	322,200
	16	174,500	231,100	264,100	291,400	324,600
	17	176,100	232,700	266,100	293,700	327,200
	18	177,900	234,200	268,100	296,000	329,700
	19	179,800	235,700	270,100	298,200	332,200
	20	181,700	237,400	272,200	300,400	334,900
	21	183,500	239,400	274,100	302,600	337,400
	22	185,200	241,100	276,200	304,800	340,100
	23	187,000	243,000	278,200	307,100	342,700
	24	188,800	244,700	280,200	309,300	345,400
	25	190,400	246,400	282,400	311,500	348,000
	26	192,100	248,100	284,700	313,900	350,700
	27	193,900	249,900	287,100	316,400	353,400
	28	195,600	251,800	289,500	318,900	356,100
	29	197,300	253,600	291,900	321,400	358,800
	30	198,300	255,700	293,800	323,800	361,600
	31	199,300	257,800	295,900	326,300	364,400
	32	200,300	259,900	298,000	328,600	367,200
	33	201,200	262,000	300,200	330,900	370,000
	34	202,400	263,600	302,100	333,200	372,600
	35	203,500	265,400	304,200	335,500	375,200
	36	204,700	267,200	306,400	337,900	377,900
	37	205,900	269,200	308,500	340,200	380,600
	38	207,200	270,800	310,500	342,500	383,300
	39	208,600	272,600	312,500	344,800	385,700
	40	210,000	274,400	314,600	347,100	388,300
41	211,400	276,400	316,700	349,300	390,800	

42	212,800	277,900	318,900	351,500	393,400
43	214,500	279,800	320,900	353,800	395,800
44	216,200	281,700	323,000	355,900	398,300
45	217,600	283,600	324,900	358,100	400,700
46	219,100	285,300	327,000	360,300	403,100
47	220,800	287,200	329,000	362,400	405,300
48	222,400	289,000	331,100	364,500	407,500
49	223,800	290,800	333,100	366,500	409,600
50	225,500	292,500	335,100	368,600	411,600
51	227,300	294,200	337,000	370,600	413,400
52	229,100	295,900	339,000	372,600	415,200
53	231,000	297,500	341,000	374,600	416,900
54	232,300	299,100	343,000	376,500	418,400
55	233,700	300,900	344,900	378,400	419,900
56	235,400	302,400	346,700	380,200	421,300
57	237,200	304,100	348,600	381,900	422,500
58	238,500	305,700	350,500	383,700	423,700
59	239,900	307,300	352,200	385,400	424,800
60	241,600	309,000	354,000	387,100	425,700
61	243,400	310,600	355,800	388,600	426,700
62	244,700	312,100	357,500	390,200	427,600
63	246,200	313,700	359,200	391,700	428,400
64	248,000	315,300	360,900	393,100	429,200
65	249,500	316,800	362,500	394,400	430,000
66	251,000	318,300	364,200	395,500	430,700
67	252,500	319,800	365,800	396,600	431,500
68	254,100	321,200	367,300	397,600	432,200
69	255,500	322,700	368,800	398,600	432,800
70	256,900	324,100	370,300	399,400	433,500
71	258,400	325,500	371,700	400,300	434,100
72	259,900	326,800	373,000	401,100	434,700
73	261,400	328,100	374,300	401,900	435,200
74	262,800	329,300	375,500	402,600	435,800
75	264,200	330,500	376,600	403,400	436,300
76	265,700	331,600	377,500	404,100	436,900
77	267,200	332,700	378,500	404,800	437,500
78	268,500	333,800	379,400	405,400	438,100
79	270,000	334,800	380,300	406,100	438,700
80	271,400	335,800	381,000	406,700	439,100
81	272,900	336,600	381,800	407,300	439,600
82	274,300	337,500	382,600	407,800	440,100
83	275,700	338,300	383,300	408,400	440,600
84	277,100	339,100	383,900	408,900	441,100
85	278,500	339,700	384,600	409,400	441,600
86	279,900	340,400	385,200	409,800	442,100
87	281,400	341,000	385,800	410,300	442,600
88	282,700	341,600	386,300	410,800	443,100

89	284,100	342,200	386,800	411,200	443,600
90	285,500	342,800	387,300	411,700	444,100
91	286,800	343,400	387,800	412,200	444,600
92	288,000	343,900	388,300	412,600	445,100
93	289,300	344,400	388,800	413,000	445,500
94	290,600	344,900	389,300	413,500	446,000
95	291,800	345,400	389,800	414,000	446,500
96	292,900	345,900	390,300	414,400	447,000
97	294,100	346,400	390,800	414,800	447,500
98	295,300	346,800	391,200	415,200	448,000
99	296,500	347,300	391,700	415,600	448,500
100	297,600	347,800	392,200	416,000	449,000
101	298,600	348,300	392,700	416,400	449,500
102	299,700	348,700	393,200	416,800	450,000
103	300,800	349,200	393,700	417,200	450,500
104	301,800	349,700	394,100	417,600	451,000
105	302,700	350,200	394,500	418,000	451,500
106	303,700	350,600	394,900	418,400	452,000
107	304,600	351,000	395,300	418,800	452,500
108	305,500	351,400	395,700	419,200	453,000
109	306,400	351,800	396,100	419,600	453,500
110	307,200	352,200	396,500	420,000	
111	308,000	352,600	396,900	420,400	
112	308,800	353,000	397,300	420,800	
113	309,400	353,400	397,700	421,200	
114	310,100	353,800	398,100	421,600	
115	310,700	354,200	398,500	422,000	
116	311,300	354,600	398,900	422,400	
117	311,800	355,000	399,300	422,800	
118	312,300		399,700		
119	312,700		400,100		
120	313,100		400,500		
121	313,400		400,900		
122	313,800		401,300		
123	314,200		401,700		
124	314,600		402,100		
125	315,000		402,500		
126	315,300		402,900		
127	315,700		403,300		
128	316,100		403,700		
129	316,500		404,100		
130	316,900		404,500		
131	317,300		404,900		
132	317,700		405,300		
133	318,000		405,700		
134	318,400				
135	318,700				

	136	319,000				
	137	319,300				
	138	319,600				
	139	319,900				
	140	320,200				
	141	320,500				
	142	320,800				
	143	321,100				
	144	321,400				
	145	321,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		200,800	234,700	270,700	288,300	313,000

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	165,900	213,400	237,200	261,400	288,700
	2	167,400	214,500	238,900	263,200	290,900
	3	168,900	215,500	240,600	265,200	293,300
	4	170,400	216,500	242,200	267,200	295,700
	5	171,900	217,600	243,900	269,400	298,000
	6	173,400	218,600	245,700	271,400	300,400
	7	175,000	219,700	247,600	273,300	302,800
	8	176,500	221,000	249,500	275,400	305,200
	9	178,000	222,500	251,300	277,500	307,700
	10	179,600	223,700	253,300	279,600	310,200
	11	181,200	225,000	255,200	281,600	312,500
	12	182,800	226,300	257,100	283,800	314,900
	13	184,300	227,600	258,900	285,800	317,400
	14	185,800	229,100	260,800	288,000	319,900
	15	187,400	230,600	262,500	290,100	322,200
	16	188,900	232,100	264,600	292,200	324,600
	17	190,300	233,700	266,600	294,400	327,200
	18	191,600	235,200	268,600	296,600	329,700
	19	193,000	236,700	270,600	298,800	332,200
	20	194,400	238,300	272,600	301,000	334,900
	21	195,700	240,200	274,400	303,200	337,400
	22	197,500	241,800	276,500	305,400	340,100
	23	199,300	243,600	278,500	307,700	342,700
	24	200,900	245,300	280,500	309,900	345,400
	25	202,500	247,000	282,700	312,100	348,000
	26	203,200	248,700	285,000	314,500	350,700
	27	203,900	250,500	287,400	317,000	353,400
	28	204,500	252,300	289,800	319,500	356,100
	29	205,100	254,000	292,200	322,000	358,800
	30	205,800	256,000	294,100	324,300	361,600
	31	206,500	258,000	296,200	326,700	364,400
	32	207,500	260,000	298,300	329,000	367,200
	33	208,500	261,700	300,400	331,300	370,000
	34	209,400	263,700	302,400	333,600	372,600
	35	210,500	265,800	304,400	335,900	375,200
	36	211,500	267,900	306,500	338,300	377,900
	37	212,700	270,000	308,600	340,500	380,600
	38	214,000	271,600	310,500	342,700	383,300
	39	215,500	273,400	312,500	345,000	385,700
	40	217,000	275,200	314,700	347,300	388,300
41	218,600	277,100	316,800	349,500	390,800	

42	219,900	278,600	318,900	351,700	393,400
43	221,400	280,400	320,900	353,900	395,800
44	223,000	282,300	323,000	355,900	398,300
45	224,600	284,100	325,000	358,100	400,700
46	226,300	285,700	327,000	360,300	403,100
47	228,200	287,500	329,000	362,400	405,300
48	230,000	289,200	331,100	364,500	407,500
49	231,800	291,000	333,100	366,500	409,600
50	233,100	292,600	335,100	368,600	411,600
51	234,500	294,300	337,000	370,600	413,400
52	236,300	296,000	339,000	372,600	415,200
53	238,000	297,600	341,000	374,600	416,900
54	239,300	299,200	343,000	376,500	418,400
55	240,700	300,900	344,900	378,400	419,900
56	242,400	302,400	346,700	380,200	421,300
57	244,100	304,100	348,600	381,900	422,500
58	245,400	305,700	350,500	383,700	423,700
59	246,800	307,300	352,200	385,400	424,800
60	248,400	309,000	354,000	387,100	425,700
61	250,000	310,600	355,800	388,600	426,700
62	251,300	312,100	357,500	390,200	427,600
63	252,800	313,700	359,200	391,700	428,400
64	254,400	315,300	360,900	393,100	429,200
65	255,900	316,800	362,500	394,400	430,000
66	257,300	318,300	364,200	395,500	430,700
67	258,900	319,800	365,800	396,600	431,500
68	260,400	321,200	367,300	397,600	432,200
69	261,800	322,700	368,800	398,600	432,800
70	263,100	324,100	370,300	399,400	433,500
71	264,500	325,500	371,700	400,300	434,100
72	266,000	326,800	373,000	401,100	434,700
73	267,500	328,100	374,300	401,900	435,200
74	268,700	329,300	375,500	402,600	435,800
75	270,200	330,500	376,600	403,400	436,300
76	271,700	331,600	377,500	404,100	436,900
77	273,100	332,700	378,500	404,800	437,500
78	274,500	333,800	379,400	405,400	438,100
79	275,900	334,800	380,300	406,100	438,700
80	277,300	335,800	381,000	406,700	439,100
81	278,700	336,600	381,800	407,300	439,600
82	280,000	337,500	382,600	407,800	440,100
83	281,400	338,300	383,300	408,400	440,600
84	282,700	339,100	383,900	408,900	441,100
85	284,100	339,700	384,600	409,400	441,600
86	285,500	340,400	385,200	409,800	442,100
87	286,900	341,000	385,800	410,300	442,600
88	288,100	341,600	386,300	410,800	443,100

89	289,400	342,200	386,800	411,200	443,600
90	290,600	342,800	387,300	411,700	444,100
91	291,900	343,400	387,800	412,200	444,600
92	293,000	343,900	388,300	412,600	445,100
93	294,100	344,400	388,800	413,000	445,500
94	295,300	344,900	389,300	413,500	446,000
95	296,500	345,400	389,800	414,000	446,500
96	297,600	345,900	390,300	414,400	447,000
97	298,600	346,400	390,800	414,800	447,500
98	299,700	346,800	391,200	415,200	448,000
99	300,800	347,300	391,700	415,600	448,500
100	301,800	347,800	392,200	416,000	449,000
101	302,700	348,300	392,700	416,400	449,500
102	303,700	348,700	393,200	416,800	450,000
103	304,600	349,200	393,700	417,200	450,500
104	305,500	349,700	394,100	417,600	451,000
105	306,400	350,200	394,500	418,000	451,500
106	307,200	350,600	394,900	418,400	452,000
107	308,000	351,000	395,300	418,800	452,500
108	308,800	351,400	395,700	419,200	453,000
109	309,400	351,800	396,100	419,600	453,500
110	310,100	352,200	396,500	420,000	
111	310,700	352,600	396,900	420,400	
112	311,300	353,000	397,300	420,800	
113	311,800	353,400	397,700	421,200	
114	312,300	353,800	398,100	421,600	
115	312,700	354,200	398,500	422,000	
116	313,100	354,600	398,900	422,400	
117	313,400	355,000	399,300	422,800	
118	313,800		399,700		
119	314,200		400,100		
120	314,600		400,500		
121	315,000		400,900		
122	315,300		401,300		
123	315,700		401,700		
124	316,100		402,100		
125	316,500		402,500		
126	316,900		402,900		
127	317,300		403,300		
128	317,700		403,700		
129	318,000		404,100		
130	318,400		404,500		
131	318,700		404,900		
132	319,000		405,300		
133	319,300		405,700		
134	319,600				
135	319,900				

	136	320,200				
	137	320,500				
	138	320,800				
	139	321,100				
	140	321,400				
	141	321,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		205,000	235,900	270,700	288,300	313,000

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(委任)

第2条 江東区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項ただし書中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第27条の4第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(第2条第1項並びに第27条第2項及び第3項並びに第27条の4第2項及び第3項並びに第27条の6第4項及び第5項の改正規定を除く。)による改正後の江東区職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の江東区職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月30日

江東区長職務代理者

副区長 大塚 善彦

◎江東区条例第53号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月江東区条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 前項の給料表の給料月額に増額等改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。)があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

第3条に次の1項を加える。

4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。

(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間(江東区における任命権者によって任用される場合に限る。)が、通算して3月以下の会計年度任

用職員

- (2) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（江東区における任命権者によって任用される場合に限る。）中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

第16条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第2条 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第3項中「第1号」を「同条第1号」に改める。

第15条中「次条」の次に「及び第16条の2」を加える。

第16条第2項中「報酬」の次に「の額」を加え、「100分の130」を「100分の120」に改め、同条第3項中「及び」の次に「支給の」を加え、同条第4項中「人事委員会」を「、人事委員会」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第16条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行す

る。

- 2 第1条の規定による改正後の江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第3項の規定により、同項に規定する増額等改定があった場合に生じた報酬等の差額の支給日は、令和5年度に限り、令和6年2月15日とする。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月30日

江東区長職務代理者

副区長 大塚 善彦

◎江東区条例第54号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月江東区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項ただし書中「第10条第1項」を「第10条」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第30条第2項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「第10条第1項」を「第10条」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	181,400	271,000	311,200	346,500
	2	183,500	273,000	313,500	349,100
	3	185,700	274,900	315,800	351,700
	4	187,900	276,600	318,100	354,300
	5	190,200	278,700	320,400	356,900
	6	192,300	280,800	322,200	359,500
	7	194,500	282,500	324,400	362,000
	8	196,600	284,200	326,300	364,400
	9	199,000	286,300	328,300	366,800
	10	201,100	288,200	330,300	369,100
	11	203,400	290,200	332,300	371,400
	12	205,700	292,100	334,200	373,700
	13	207,800	293,800	336,100	376,000
	14	209,600	295,800	338,100	378,300
	15	211,400	297,900	340,400	380,500
	16	212,900	299,600	342,700	382,700
	17	214,400	301,300	345,000	384,800
	18	216,100	303,600	347,400	386,700
	19	217,500	305,900	349,900	388,600
	20	219,400	308,200	352,400	390,500
	21	220,900	310,500	354,900	392,300
	22	222,400	312,200	356,900	394,200
	23	224,100	314,300	359,200	395,900
	24	225,800	316,400	361,500	397,500
	25	227,600	318,400	363,700	399,100
	26	228,900	320,400	365,700	400,800
	27	230,800	322,200	367,900	402,300
	28	232,600	323,900	369,900	403,900
	29	234,500	325,900	371,800	405,400
	30	236,200	327,600	373,800	406,800
	31	237,800	329,400	375,700	408,200
	32	239,700	331,100	377,500	409,600
	33	241,500	333,000	379,300	410,900
	34	243,200	334,800	381,100	412,100
	35	244,900	336,700	382,700	413,300
	36	246,800	338,700	384,100	414,500
	37	248,600	340,100	385,500	415,600
	38	250,300	341,800	386,800	416,600
	39	251,900	343,600	388,100	417,600
	40	253,900	345,300	389,300	418,600
41	255,900	346,600	390,400	419,500	

42	257,400	348,200	391,600	420,400
43	259,300	349,800	392,800	421,300
44	261,300	351,200	393,800	422,100
45	263,500	352,500	394,600	422,900
46	265,300	354,000	395,500	423,600
47	267,100	355,500	396,500	424,300
48	269,300	357,000	397,500	424,900
49	271,100	358,400	398,300	425,500
50	273,000	359,800	399,100	426,200
51	274,900	361,100	399,900	426,800
52	276,900	362,500	400,700	427,300
53	278,700	363,800	401,400	427,800
54	280,400	365,100	402,200	428,400
55	282,200	366,300	403,000	428,900
56	284,300	367,500	403,700	429,500
57	286,300	368,600	404,300	430,100
58	288,200	369,700	405,000	430,700
59	290,200	370,800	405,700	431,300
60	292,200	371,900	406,400	431,900
61	294,300	372,900	407,000	432,400
62	296,100	374,000	407,600	432,900
63	298,200	375,000	408,200	433,400
64	300,200	375,900	408,800	434,000
65	302,200	376,900	409,300	434,400
66	304,100	377,800	409,800	434,900
67	306,100	378,700	410,400	435,400
68	308,000	379,500	411,000	435,800
69	310,000	380,300	411,600	436,300
70	311,800	381,100	412,200	436,800
71	313,700	381,900	412,800	437,300
72	315,600	382,800	413,400	437,800
73	317,400	383,600	413,900	438,200
74	319,200	384,300	414,500	438,700
75	321,200	384,900	415,000	439,200
76	323,000	385,600	415,600	439,700
77	324,800	386,200	416,000	440,100
78	326,700	386,800	416,500	440,500
79	328,300	387,300	417,000	441,000
80	330,000	387,900	417,500	441,500
81	331,600	388,500	418,000	442,000
82	333,200	389,000	418,500	442,500
83	334,900	389,600	419,000	443,000
84	336,400	390,200	419,500	443,400
85	337,800	390,800	419,900	443,900
86	339,300	391,400	420,300	444,300
87	340,800	391,900	420,800	444,700
88	342,100	392,500	421,300	445,100
89	343,400	393,000	421,800	445,400

90	344,700	393,400	422,200	445,800
91	345,900	394,000	422,700	446,200
92	347,100	394,500	423,200	446,600
93	348,200	395,000	423,600	447,000
94	349,300	395,500	424,000	447,400
95	350,300	396,000	424,400	447,800
96	351,300	396,500	424,800	448,200
97	352,300	396,900	425,200	448,600
98	353,200	397,300	425,500	448,900
99	354,000	397,800	425,900	449,300
100	354,700	398,300	426,300	449,700
101	355,400	398,800	426,700	450,100
102	356,100	399,300	427,100	
103	356,800	399,800	427,500	
104	357,300	400,300	427,900	
105	357,900	400,800	428,300	
106	358,400	401,300	428,700	
107	358,900	401,800	429,100	
108	359,500	402,300	429,500	
109	360,200	402,700	429,800	
110	360,700	403,100	430,200	
111	361,200	403,600	430,600	
112	361,700	404,100	431,000	
113	362,200	404,600	431,300	
114	362,700	405,000		
115	363,200	405,400		
116	363,700	405,800		
117	364,100	406,200		
118	364,500	406,600		
119	365,000	407,000		
120	365,500	407,400		
121	366,000	407,800		
122	366,500	408,100		
123	367,000	408,500		
124	367,400	408,900		
125	367,800	409,300		
126	368,100	409,700		
127	368,500	410,100		
128	368,900	410,500		
129	369,200	410,800		
130	369,400			
131	369,800			
132	370,200			
133	370,600			
134	370,900			
135	371,300			
136	371,700			
137	372,100			

138	372,500			
139	372,900			
140	373,300			
141	373,600			
142	374,000			
143	374,400			
144	374,700			
145	375,100			
146	375,500			
147	375,900			
148	376,300			
149	376,700			
150	377,100			
151	377,500			
152	377,900			
153	378,200			
154	378,600			
155	379,000			
156	379,400			
157	379,800			
158	380,200			
159	380,600			
160	381,000			
161	381,400			
162	381,800			
163	382,200			
164	382,600			
165	382,900			
166	383,300			
167	383,600			
168	384,000			
169	384,400			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 230,600	円 269,400	円 292,600	円 331,700

第2条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項ただし書中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の

132.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

規	則
----------	----------

江東区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月28日
江東区長職務代理者
副区長 大塚 善彦

◎江東区規則第78号

江東区公印規則の一部を改正する規則
江東区介護保険条例施行規則（平成12年3月江東区公印規則（昭和40年3月江東区規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 区長代理印	3	同	同	一般文書、許可、認可、証明等	総務課長
専用区長代理印	3	同	同	印鑑登録証明書等（電子計算組織による印影の出力用）	同

を

「 区長代理印	3	同	同	一般文書、許可、認可、証明等	総務課長
	3	同	方30ミリの	賞状	同
専用区長代理印	3	同	方21ミリの	印鑑登録証明書等（電子計算組織による印影の出力用）	同

に改める。

別表第2中

「 32

代	江
理	東
印	区
	長

」

を 「 32 32の2

代 区 江
理
印 長 東

代 区 江
理
印 長 東

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月30日

江東区長職務代理者

副区長 大塚善彦

◎江東区規則第79号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年3月江東区規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区職員の災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月30日

江東区長職務代理者

副区長 大塚善彦

◎江東区規則第80号

江東区職員の災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の災害派遣手当に関する規則(平成7年10月江東区規則第65号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 (教)

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月30日

江東区教育委員会

教育長 本多健一郎

教育委員 本田和恵

◎江東区教育委員会規則第13号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年3月江東区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年11月30日

江東区教育委員会

教育長 本多健一郎

教育委員 本田和恵

◎江東区教育委員会規則第14号

江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

江東区立図書館条例の一部を改正する条例(令和5年6月江東区条例第34号)の施行期日は、令和6年3月1日とする。

告 示

◎江東区告示第379号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年11月7日

江東区長職務代理人

副区長 大塚 善彦

記

- 1 介護保険事業所番号
1390800355
- 2 事業所の名称及び所在地
そよ風定期巡回かめいど
東京都江東区亀戸4-44-14ミカサビル
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社SOYOKAZE
東京都港区北青山2-7-13プラセオ青山ビル
代表取締役 中川 清彦
- 4 廃止年月日
令和5年10月31日
- 5 サービスの種類
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎江東区告示第380号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年11月7日

江東区長職務代理人

副区長 大塚 善彦

記

- 1 介護保険事業所番号
1390800504
- 2 事業所の名称及び所在地
そよ風定期巡回きば
東京都江東区東陽3-18-7高橋ビル
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社SOYOKAZE
東京都港区北青山2-7-13プラセオ青山ビル
代表取締役 中川 清彦
- 4 廃止年月日
令和5年10月31日

- 5 サービスの種類
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎江東区告示第381号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、塩浜福祉園の指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和5年11月7日

江東区長職務代理人

副区長 大塚 善彦

記

- 1 施設の名称
江東区塩浜福祉園
- 2 指定管理者
東京都練馬区大泉学園町7丁目12番30号
社会福祉法人章佑会
理事長 馬場 康雄
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

◎江東区告示第383号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、図書館の指定管理者を下記のとおり指定したので告示する。

令和5年11月7日

江東区長職務代理人

副区長 大塚 善彦

記

- 1 施設の名称
江東区立豊洲図書館、江東区立古石場図書館、江東区立亀戸図書館、江東区立砂町図書館及び江東区立有明こども図書館
- 2 指定管理者
東京都中野区弥生町二丁目8番15号
株式会社ヴィアックス
代表取締役 西門 直
- 3 指定の期間
 - (1) 江東区立豊洲図書館、江東区立古石場図書館、江東区立亀戸図書館及び江東区立砂町図書館 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
 - (2) 江東区立有明こども図書館 令和6年3月1日から令和11年3月31日まで

◎江東区告示第385号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第

28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年11月7日

江東区長職務代理者
副区長 大塚善彦

[別紙省略]

◎江東区告示第386号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、自転車駐車場の指定管理者を下記のとおり指定したので告示する。

令和5年11月7日

江東区長職務代理者
副区長 大塚善彦
記

1 江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場外7施設

(1) 施設の名称

江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場、江東区立門前仲町駅自転車駐車場、江東区立門前仲町駅第二自転車駐車場、江東区立越中島駅自転車駐車場、江東区立東陽町駅自転車駐車場、江東区立東陽町駅第二自転車駐車場、江東区立東陽町駅第三自転車駐車場、江東区立東陽町駅第四自転車駐車場

(2) 指定管理者

東京都品川区西五反田四丁目32番1号
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
代表取締役 下條 治

(3) 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(1年間)

2 江東区立豊洲三丁目自転車駐車場

(1) 施設の名称

江東区立豊洲三丁目自転車駐車場

(2) 指定管理者

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
公益財団法人自転車駐車場整備センター
代表者 理事長 樺島 徹

(3) 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(1年間)

◎江東区告示第387号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年11月8日

江東区長職務代理者
副区長 大塚善彦
記

1 介護保険事業所番号

1370806497

2 事業所の名称及び所在地

サンバケアプラン
東京都江東区千田2-9ロイヤルマキシム
101

3 事業者の名称、所在地及び代表者

株式会社フォルサエアミーゴ
東京都江東区千田2-9ロイヤルマキシム
101

代表取締役 角田 愛美

4 廃止年月日

令和5年10月31日

5 サービスの種類

居宅介護支援

◎江東区告示第389号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、江東区東砂福祉会館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和5年11月9日

江東区長職務代理者
副区長 大塚善彦
記

1 施設の名称

江東区東砂福祉会館

2 指定管理者

東京都港区芝四丁目13番3号PMO田町東
10F
株式会社明日葉

代表取締役 大隈 太嘉志

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

◎江東区告示第390号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第24

4条の2第3項の規定に基づき、江東区千田福祉会館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和5年11月9日
江東区長職務代理者
副区長 大塚 善彦
記

- 1 施設の名称
江東区千田福祉会館
- 2 指定管理者
神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地グラ
ンビュービル5階
株式会社マミー・インターナショナル
代表取締役 伊藤 勝康
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日
まで

◎江東区告示第391号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和5年11月9日
江東区長職務代理者
副区長 大塚 善彦
記

- 1 変更に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更の年月日
令和5年11月9日
- 3 変更に係る道路の位置
江東区青海一丁目12番の一部、青海二丁目
95番
- 4 変更に係る道路の延長及び幅員
幅員50.00~63.99m 延長605.
31m

◎江東区告示第392号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和5年11月9日
江東区長職務代理者
副区長 大塚 善彦

記

- 1 変更に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更の年月日
令和5年11月9日
- 3 変更に係る道路の位置
江東区青海一丁目11番の一部
- 4 変更に係る道路の延長及び幅員
幅員39.97~39.98m 延長139.
85m

◎江東区告示第393号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、江東区千田児童館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和5年11月9日
江東区長職務代理者
副区長 大塚 善彦
記

- 1 施設の名称
江東区千田児童館
- 2 指定管理者
神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地グラ
ンビュービル5階
株式会社マミー・インターナショナル
代表取締役 伊藤 勝康
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日
まで

◎江東区告示第394号

江東区立児童遊園条例(昭和52年6月江東区条例第14号)第2条第2項の規定に基づき、次の児童遊園を令和5年11月15日から設置する。

令和5年11月9日
江東区長職務代理者
副区長 大塚 善彦
記

- 1 設置する児童遊園

名称	位置
江東区立北砂小名木川 児童遊園	江東区北砂三丁目4番1 7号

- 2 供用開始日
令和5年11月15日
- 3 区域及び面積
別図のとおり

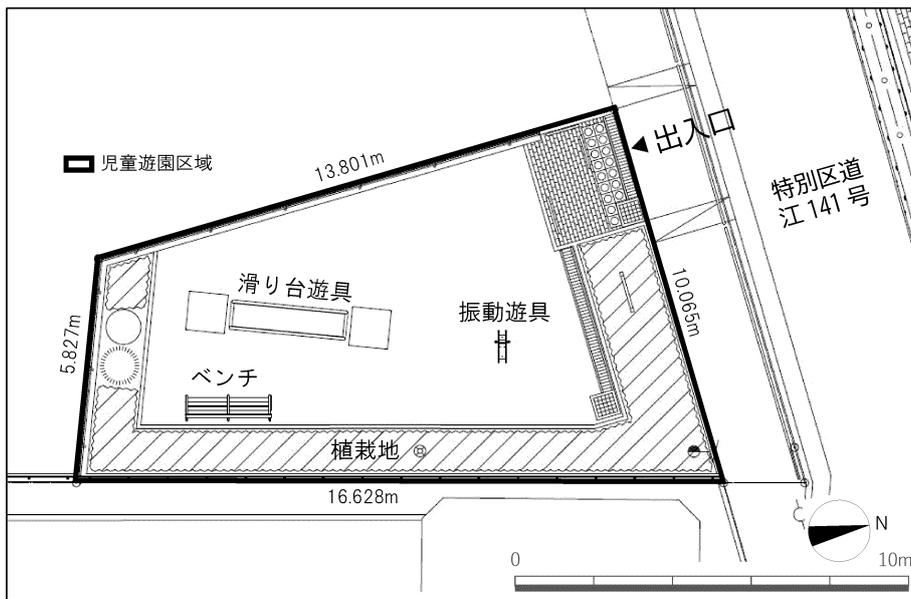
[別図]

名 称	北砂小名木川児童遊園
所在地	江東区北砂三丁目 4 番 1 7 号
面 積	1 1 7 . 6 7 m ²

案内図



平面図



◎江東区告示第396号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定に基づき、江東区東砂児童館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和5年11月9日
江東区長職務代理人
副区長 大塚善彦
記

- 1 施設の名称
江東区東砂児童館
- 2 指定管理者
東京都港区芝4丁目13-3PMO田町東10F
株式会社明日葉
代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

◎江東区告示第399号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定に基づき、区立都市公園の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和5年11月10日
江東区長職務代理人
副区長 大塚善彦
記

- 1 施設の名称
江東区立若洲公園
- 2 指定管理者
東京都江東区青海二丁目4番24号青海フロンティアビル10階
東京港埠頭株式会社
代表取締役社長 服部 浩
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

◎江東区告示第400号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告

示する。

令和5年11月10日
江東区長職務代理人
副区長 大塚善彦
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
株式会社アウルインターナショナルスクール	アウルインターナショナルスクール清澄白河校	江東区清澄三丁目11番6号パシフィックパレス清澄1、2階	令和5年7月3日	認可外保育施設

◎江東区告示第410号

下記事件につき、令和5年第4回江東区議会定例会を11月29日に招集する。

令和5年11月21日
江東区長職務代理人
副区長 大塚善彦
記

- 1 保育所の指定管理者の指定について
- 2 江東区道路事務所増築その他改修工事請負契約
- 3 議決を得た契約の契約変更について(江東区塩浜福祉プラザ改修工事請負契約)
- 4 江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 5 江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例
- 6 江東区児童館条例の一部を改正する条例
- 7 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 8 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第411号

行旅死亡人について

下記の者は、令和5年9月27日午前9時25分頃、江東区東砂8丁目12番1-303号室にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課ま

で申し出てください。

令和5年11月21日

江東区長職務代理者
副区長 大塚善彦
記

- 1 死亡人 本籍・住所・氏名不詳、70歳代位の女性
- 2 特徴 身長約155センチメートル位、中肉。半袖シャツ、肌着、ジャージズボン、ハーフパンツ、靴下着用。

◎江東区告示第412号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年11月24日

江東区長職務代理者
副区長 大塚善彦

[別紙省略]

◎江東区告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和5年11月30日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

江東区長職務代理者
副区長 大塚善彦
記

整理番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江498号	江東区北砂六丁目403番4内から 江東区北砂六丁目594番2内まで	なし

◎江東区告示第419号

令和5年度における会計年度任用職員の報酬の額について、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月江東区規則第4号）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示します。

令和5年12月1日

江東区長職務代理者

副区長 大塚善彦

記

令和5年度会計年度任用職員の報酬額 別紙のとおり

会計年度任用職員の報酬の額一覧

職名	報酬 区分	報酬額	(内 訳)		
			報酬 (諸手当相当報酬を除く。)	地域手当に 相当する報酬	
事務支援員	時間額	1,165 円	971 円	194 円	
職員課会計年度任用職員	月額	195,916 円	163,264 円	32,652 円	
江東区オフィスサポーター支援員	時間額	1,748 円	1,457 円	291 円	
江東区オフィスサポーター	時間額	1,165 円	971 円	194 円	
職員課保健師	時間額	1,886 円	1,572 円	314 円	
江東区文書事務担当職員	時間額	1,165 円	971 円	194 円	
江東区男女共同参画推進センター保育士	月額	192,363 円	160,303 円	32,060 円	
江東区スポーツ振興指導員	月額	212,534 円	177,112 円	35,422 円	
江東区融資相談員	月額	241,282 円	201,069 円	40,213 円	
江東区文化財専門員	月額	247,264 円	206,054 円	41,210 円	
江東区青少年育成指導員	月額	222,505 円	185,421 円	37,084 円	
区民課窓口外国人住民支援員	月額	233,539 円	194,616 円	38,923 円	
区民課窓口支援員	月額	222,726 円	185,605 円	37,121 円	
個人番号カード交付担当員	月額	222,726 円	185,605 円	37,121 円	
江東区特別区税滞納整理専門指導員	月額	(A)	126,474 円	105,395 円	21,079 円
		(B)	63,236 円	52,697 円	10,539 円
江東区介護保険給付適正化事務職員	月額	213,337 円	177,781 円	35,556 円	
江東区福祉事務専門員	月額	222,726 円	185,605 円	37,121 円	
江東区高齢者福祉相談支援事務会計年度任用職員	月額	213,337 円	177,781 円	35,556 円	
江東区介護予防機能強化支援員	月額	232,468 円	193,724 円	38,744 円	
介護保険料徴収嘱託員	月額	172,375 円	143,646 円	28,729 円	
江東区介護保険課窓口等事務職員	月額	202,449 円	168,708 円	33,741 円	
介護保険認定調査員	月額	219,260 円	182,717 円	36,543 円	
江東区障害者余暇活動支援指導員	月額	212,534 円	177,112 円	35,422 円	
江東区手話通訳者	日額		10,186 円	8,489 円	1,697 円
		(休日補充)	12,464 円	10,387 円	2,077 円
江東区障害者支援相談員	月額	233,539 円	194,616 円	38,923 円	
江東区障害者就労・生活支援センター相談員	月額	208,660 円	173,884 円	34,776 円	

江東区国民健康保険給付事務嘱託員	月額	242,756 円	202,297 円	40,459 円
江東区医療保険相談員	月額	202,148 円	168,457 円	33,691 円
江東区国民健康保険料等徴収嘱託員	月額	172,375 円	143,646 円	28,729 円
江東区国民健康保険料等収納事務補助職員	月額	202,449 円	168,708 円	33,741 円
江東区医療扶助支援員	月額	242,316 円	201,930 円	40,386 円
江東区受験生チャレンジ支援貸付相談員	月額	202,449 円	168,708 円	33,741 円
江東区中国残留邦人等地域生活支援事業相談員	月額	176,113 円	146,761 円	29,352 円
江東中国在留邦人等支援・相談員	日額	10,038 円	8,365 円	1,673 円
栄養士	日額	9,794 円	8,162 円	1,632 円
	時間額	(時間額) 1,958 円	1,632 円	326 円
歯科衛生士	日額	(5 時間) 9,794 円	8,162 円	1,632 円
		(6 時間) 11,754 円	9,795 円	1,959 円
検査技師	日額	9,794 円	8,162 円	1,632 円
保健師	時間額	1,960 円	1,634 円	326 円
助産師	時間額	1,960 円	1,634 円	326 円
看護師	時間額	1,960 円	1,634 円	326 円
医療相談専門員	日額	10,762 円	8,969 円	1,793 円
保育担当	時間額	1,336 円	1,114 円	222 円
検査補助	時間額	1,165 円	971 円	194 円
江東区児童館児童指導員	時間額	1,748 円	1,457 円	291 円
江東区児童館運営補助員	時間額	1,165 円	971 円	194 円
普通保育補助員	月額	111,188 円	92,657 円	18,531 円
零歳特例保育補助員	月額	149,844 円	124,870 円	24,974 円
乳児専門園普通保育補助員	月額	166,759 円	138,966 円	27,793 円
江東区立保育園栄養士(委託担当)	月額	208,053 円	173,378 円	34,675 円
江東区立保育園栄養士(0歳児担当)		208,053 円	173,378 円	34,675 円
江東区立保育園栄養士(保育課)		208,053 円	173,378 円	34,675 円
特例延長保育補助員(A~G)	時間額	(特例) 1,350 円	1,125 円	225 円
		(延長) 1,472 円	1,227 円	245 円
		(日中) 1,209 円	1,008 円	201 円
保育補助員	時間額	1,165 円	971 円	194 円

特例・延長保育補助員	時間額	(特例)	1,250円	1,042円	208円
		(延長)	1,378円	1,149円	229円
		(日中)	1,165円	971円	194円
用務補助員	時間額		1,165円	971円	194円
給食調理補助員	時間額		1,165円	971円	194円
栄養士補助員	時間額		1,514円	1,262円	252円
看護師補助員	時間額		1,964円	1,637円	327円
江東区保育施設検査支援員	時間額		1,472円	1,227円	245円
環境学習推進員①	月額		215,635円	179,696円	35,939円
環境学習推進員②	月額		228,132円	190,110円	38,022円
江東区清掃作業員	日額		9,112円	7,594円	1,518円
江東区道路課技術職員	時間額		1,525円	1,271円	254円
江東区道路等監察指導員	月額		202,148円	168,457円	33,691円
江東区道路保全技術補助員	月額		202,148円	168,457円	33,691円
江東区放置自転車対策作業員	時間額		1,165円	971円	194円
監査業務補助員	時間額		1,599円	1,333円	266円
監査専門員	月額		202,148円	168,457円	33,691円
学校用務補助職員	時間額		1,165円	971円	194円
学校警備補助職員	時間額		1,165円	971円	194円
幼稚園相談員	月額		211,371円	176,143円	35,228円
区立幼稚園預かり保育指導員	時間額		1,875円	1,563円	312円
区立幼稚園預かり保育補助員	時間額		1,165円	971円	194円
学校事務専門員	月額		160,473円	133,728円	26,745円
	時間額	(臨時)	1,546円	1,289円	257円
学校栄養職員	月額		226,713円	188,928円	37,785円
学びスタンダード強化講師 TT	時間額		2,030円	1,692円	338円
栄養士補助	時間額	(資格有)	1,486円	1,239円	247円
		(資格無)	1,165円	971円	194円
江東区教育委員会相談員	月額		211,371円	176,143円	35,228円
スクール・サポート・スタッフ	時間額		1,165円	971円	194円
小1支援員	時間額		1,165円	971円	194円
養護補助	時間額		1,486円	1,239円	247円
江東区幼稚園補助職員	時間額		1,875円	1,563円	312円

江東区俳句教育推進員	月額	211,371円	176,143円	35,228円	
江東区理科教育推進員	月額	211,371円	176,143円	35,228円	
江東区部活動教育推進員	月額	211,371円	176,143円	35,228円	
江東区特別支援教育心理専門員	月額	(月15日)	242,362円	201,969円	40,393円
		(月16日)	258,531円	215,443円	43,088円
江東区特別支援教育アドバイザー	月額	242,756円	202,297円	40,459円	
学習支援員	時間額	1,405円	1,171円	234円	
江東区きつずクラブ児童指導員	時間額	1,748円	1,457円	291円	
江東区きつずクラブ児童指導補助員	時間額	1,165円	971円	194円	
教育相談心理専門員	日額	16,668円	13,890円	2,778円	

◎江東区告示第423号

行旅死亡人について

下記の者は、令和5年8月8日午後1時47分、江東区潮見2丁目8番6号にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

令和5年12月1日

江東区長職務代理者
副区長 大塚善彦
記

- 1 死亡人 本籍・住所・氏名不詳、70歳代から80歳代くらいの男性
- 2 特徴 身長約155センチメートル

◎江東区告示第424号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和5年12月4日

江東区長職務代理者
副区長 大塚善彦
記

- 1 変更に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更の年月日

令和5年12月4日

- 3 変更に係る道路の位置
江東区海の森三丁目地内 中央防波堤内側埋立地
- 4 変更に係る道路の延長及び幅員
(変更前) 幅員9.96m～12.23m
延長1,266.55m
(変更後) 幅員15.25m～20.05m
延長1,374.38m

◎江東区告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項及び第2項の規定に基づき除去及び保管した違法放置等物件について、同法第44条の3第3項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の6第1項の規定により、下記のとおり告示する。

令和5年12月4日

江東区長職務代理者
副区長 大塚善彦
記

違法放置等物件の詳細	種別・数量	ポール、梯子、コンクリートブロック、植木鉢等
	名称 色	私物
放置されていた場所	江東区石島23番3号地先区道	
除去した日時	令和5年12月4日 午前9時00分	
保管を始めた日時	令和5年12月4日 午前11時00分	

保管した場所	江東区資材置場
返還時に必要なもの	身分を確認できるもの(証明書)及び印鑑 当該物件の所有者等であることを証する書面

告 示 (教)

◎江東区告示第426号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年12月6日

江東区長職務代理者
副区長 大塚 善彦
記

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	江東区潮見二丁目2番10のうち、第3・4工区部分
2 許可を受けた者の住所・氏名	中央区京橋二丁目16番1号 清水建設株式会社 代表取締役 井上 和幸

◎江東区教育委員会告示第19号

江東区文化財保護条例(昭和55年10月江東区条例第32号)第4条の規定に基づき、下記について江東区登録文化財に登録する。

令和5年11月10日

江東区教育委員会
記

登録内容変更

- 1 江東区登録史跡
(1) 羅漢寺跡 江東区大島3-1、4-5付近
(変更前名称 五百羅漢跡)

◎江東区教育委員会告示第20号

下記により、令和5年第11回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和5年11月14日

江東区教育委員会
教育長 本多 健一郎
記

- 1 日時 令和5年11月17日(金)
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第1 議案第39号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
- 4 報告事項
(1) 江東区奨学資金運用方針について ほか

◎江東区教育委員会告示第21号

下記により、令和5年第5回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和5年11月24日

江東区教育委員会
教育長 本多 健一郎
記

- 1 日時 令和5年11月27日(月)
午前9時30分
- 2 場所 江東区役所
- 3 報告事項
日程第1 議案第40号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する

- | | | |
|------|--------|----------------------------------|
| | | 条例に関する意見聴取 |
| 日程第2 | 議案第41号 | 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第3 | 議案第42号 | 江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 |

4 報告事項

- (1) 江東区学校施設長寿命化計画（改訂素案）について ほか

5 協議事項

- (1) 令和6年度学校用務業務の委託実施校について

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第35号

江東区選挙執行規程（平成19年1月30日江東区選挙管理委員会告示第3号）第59条第1項の規定により、令和5年12月10日執行の江東区長選挙におけるポスター掲示場の掲示区画の番号を次のとおり定めた。

令和5年11月20日

江東区選挙管理委員会

江東区長選挙ポスター掲示場区画番号

3段15面(表示欄を含む)

第1ブロック(第1~14投票区)

4	3	2	1	(15)
8	7	6	5	(14)
12	11	10	9	(13)

第2ブロック(第15~26、56・57投票区)

11	10	9	12	(15)
3	2	1	4	(14)
7	6	5	8	(13)

第3ブロック(第27~41投票区)

6	5	8	7	(15)
10	9	12	11	(14)
2	1	4	3	(13)

第4ブロック(第42~55投票区)

1	4	3	2	(15)
5	8	7	6	(14)
9	12	11	10	(13)

※網掛け部分は表示欄。刷色は藍色。

◎江東区選挙管理委員会告示第36号

江東区議会議員及び区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年条例第55号)第1条の規定により、令和5年12月10日執行の江東区長選挙におけるポスター掲示場を別紙の場所に設置する。

令和5年12月1日

江東区選挙管理委員会

令 和 5 年 1 2 月 1 0 日 執 行
江 東 区 長 選 挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 447 箇所

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
1-1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1-2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1-3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1-4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校西側
1-5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1-6	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1-7	森下1-3-17	深川神明宮西側石柵
1-8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2-1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2-2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2-3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2-4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2-5	森下3-13-9	区立高森公園
2-6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2-7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2-8	森下3-13-13	コープ森下東側
3-1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3-2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園南側
3-3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3-4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3-5	清澄3-3	都立清澄庭園東側入口横堀
3-6	三好1-4-14	松林院コンクリート堀
3-7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3-8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側
4-1	森下5-1-7	都立墨田工業高等学校北側
4-2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4-3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4-4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4-5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4-6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4-7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4-8	三好4-1-1	東京都現代美術館北東側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
5-1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5-2	平野2-8-5	銭高組平野住宅「フォンテーヌ平野」前
5-3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5-4	平野2-4-25	浄心寺南側
5-5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5-6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5-7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5-8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6-1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6-2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6-3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6-4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6-5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6-6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6-7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ティアラ江東寄り
6-8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り
7-1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7-2	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7-3	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7-4	住吉1-8-13	区立住吉一丁目公園
7-5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7-6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7-7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7-8	猿江1-5-3	エステート猿江北側鉄柵
8-1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8-2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8-3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8-4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8-5	千石1-12-12	区立深川第四中学校東側
8-6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8-7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8-8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
9-1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9-2	扇橋3-7-16	区立三島橋公園北側
9-3	千田16-5	区立江東公園西側
9-4	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9-5	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9-6	千石2-7-4	区立千石公園西側
9-7	千石2-9-22	区立川南公園南側
9-8	千石3-2-11	都立大江戸高等学校南側
10-1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10-2	深川1-11-18	区立亀堀公園北側(地区集会所前)
10-3	深川1-6-15	区立深川一丁目保育園東側
10-4	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10-5	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10-6	冬木22-10	区立深川第二中学校西側
10-7	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10-8	冬木22-10	区立深川第二中学校プール南側
10-9	冬木6-23	区立武田堀公園
11-1	永代1-7-8	区立永代公園
11-2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11-3	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校北側
11-4	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校東側
11-5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11-6	門前仲町1-1-1	区立臨海公園南側
11-7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11-8	越中島1-3-15	越中島住宅東側金網

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
12 - 1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12 - 2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12 - 3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12 - 4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12 - 5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12 - 6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12 - 7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12 - 8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側
13 - 1	古石場1-11-11	古石場福祉会館南側
13 - 2	古石場1-12	区立古石場川親水公園
13 - 3	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13 - 4	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13 - 5	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13 - 6	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13 - 7	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13 - 8	越中島3-3-1	都立第三商業高等学校南側
14 - 1	木場4-1	都立木場公園西側
14 - 2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14 - 3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14 - 4	木場5-7	都立木場公園東側
14 - 5	木場5-7	都立木場公園南側
14 - 6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14 - 7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14 - 8	木場6-4-18	区立平久公園
14 - 9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
15-1	東陽5-13	区立横十間親水公園
15-2	東陽5-29-39	区立東陽五丁目公園東側
15-3	東陽5-32-19	都立深川高等学校東側
15-4	東陽5-32-9	都立深川高等学校西側
15-5	東陽3-23-20	東京都交通局東陽操車所東側
15-6	東陽3-27-27	区立東陽公園南側
15-7	東陽3-8-11	区立沢海橋第二児童遊園
15-8	東陽3-22-1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側
16-1	東陽6-5	区立仙台堀川公園ベンチ東側植込み
16-2	東陽6-1-13	区立豊住公園北側
16-3	東陽6-1-13	区立豊住公園東側緑地
16-4	東陽4-11-45	都立江東特別支援学校北側
16-5	東陽4-11	江東区役所北側駐車場前植込み
16-6	東陽4-11	江東区役所西側緑地
16-7	東陽4-11-3	江東区文化センター南側植込み
16-8	東陽4-3-12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17-1	東陽1-29	区立洲崎川緑道公園
17-2	東陽2-1-20	区立南陽小学校西側
17-3	東陽2-1-8	区立東陽中学校北側
17-4	東陽2-3-6	区立教育センター西側植込み
17-5	東陽2-1-8	区立東陽中学校西側
17-6	東陽2-3-6	東陽図書館南遊歩道
17-7	東陽1-39-8	区立東陽一丁目第二公園北側
17-8	東陽1-19	東陽一丁目子供の広場北側
18-1	塩浜1-3-10	江東区塩浜保育園
18-2	塩浜1-4-4	区立浜園公園
18-3	塩浜1-5-3	都営塩浜一丁目アパート北側
18-4	塩浜1-5-1	都営塩浜一丁目アパート西側
18-5	塩浜1-5-5	区立塩浜一丁目公園
18-6	枝川1-8-5	区立朝風公園北側
18-7	枝川1-6-19	区立枝川一丁目公園東側
18-8	枝川1-5-1	都営枝川一丁目アパート南側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
19 - 1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19 - 2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19 - 3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19 - 4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19 - 5	塩浜2-27	東京地下鉄(株) 深川アルファ96東側
19 - 6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19 - 7	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
19 - 8	塩浜2-6-3	区立塩崎保育園植込み
20 - 1	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20 - 2	枝川3-5-3	区立枝川小学校東側
20 - 3	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20 - 4	枝川3-11	区立暁橋公園西側
20 - 5	潮見1-2	区立暁橋児童遊園東側
20 - 6	枝川2-18	区立枝川橋第二児童遊園北側
20 - 7	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20 - 8	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21 - 1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21 - 2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21 - 3	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21 - 4	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園南側
21 - 5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21 - 6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22 - 1	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22 - 2	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22 - 3	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22 - 4	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟スロープ脇
22 - 5	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22 - 6	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22 - 7	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲4丁目団地2号棟南西側
22 - 8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
23 - 1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23 - 2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23 - 3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23 - 4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23 - 5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23 - 6	東雲2-4-11	区立東雲小学校北側
23 - 7	東雲2-4-11	区立東雲小学校西側
23 - 8	有明2-10	区立有明小・中学校北側
24 - 1	東雲1-9-10	イオン東雲店北側
24 - 2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24 - 3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24 - 4	東雲1-9-10	イオン東雲店東側
24 - 5	東雲1-9先	区立東雲水辺公園
24 - 6	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟北東側
24 - 7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
25 - 1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25 - 2	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート46号棟南側
25 - 3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25 - 4	辰巳1-1	辰巳橋東側鉄柵
25 - 5	辰巳1-2	都営辰巳一丁目アパート4号棟北側集会室前
25 - 6	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北東側
25 - 7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25 - 8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
26 - 1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26 - 2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26 - 3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26 - 4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26 - 5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26 - 6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26 - 7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
27-1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27-2	亀戸3-51-10	新和自動車(株)北側
27-3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27-4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27-5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27-6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27-7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27-8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27-9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側
28-1	亀戸2-6-50	区営亀戸野球場北側
28-2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28-3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28-4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28-5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28-6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所西側
28-7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所南側
28-8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29-1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29-2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29-3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29-4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29-5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29-6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29-7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29-8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側
30-1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30-2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30-3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30-4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校西側
30-5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30-6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30-7	亀戸1-15-10	区立堅川第一公園北側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
31-1	亀戸6-62-5	亀戸駅東口自転車駐車場
31-2	亀戸6-30-1先	区立亀戸緑道公園北詰
31-3	亀戸6-20-8先	区立亀戸緑道公園中詰
31-4	亀戸6-18	区立亀戸南公園東側
31-5	亀戸6-36-1	区立第二亀戸小学校東側
31-6	亀戸6-47	区立亀戸平岩公園北側
31-7	亀戸6-7-9先	区立亀戸緑道公園南詰
31-8	亀戸6-33-10	区立竪川河川敷公園
32-1	亀戸9-33	区立亀戸九丁目緑道公園
32-2	亀戸9-22-4	区立浅間竪川小学校北側
32-3	亀戸9-37-23	区立亀戸運動公園南側
32-4	亀戸9-33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32-5	亀戸9-19	区立亀戸九丁目公園
32-6	亀戸7-15-5	区立亀戸七丁目北公園南側
32-7	亀戸9-21-13	榎野村工務店横
32-8	亀戸9-19-7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33-1	亀戸7-42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33-2	亀戸7-39-9	区立亀戸図書館前
33-3	亀戸7-8-13	区立亀戸東公園西側
33-4	亀戸7-57-12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33-5	亀戸7-56-3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33-6	亀戸7-65-12	中央学院大学中央高等学校東側
33-7	亀戸7-67-2	コーシャハイム亀戸七丁目西側
34-1	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園北寄り
34-2	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園南側
34-3	亀戸9-2-2	区立亀戸中学校正門横
34-4	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園北側
34-5	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園南側
34-6	亀戸9-13-1	東京城東病院東側植込み
34-7	亀戸9-13-1	東京城東病院南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
35 - 1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35 - 2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35 - 3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35 - 4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35 - 5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35 - 6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35 - 7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35 - 8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35 - 9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側
36 - 1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36 - 2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36 - 3	大島3-26-1	大島三丁目団地1号棟南側
36 - 4	大島3-27-18	区立第二大島中学校北側
36 - 5	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36 - 6	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36 - 7	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
37 - 1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37 - 2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37 - 3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37 - 4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37 - 5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37 - 6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37 - 7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37 - 8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側
38 - 1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38 - 2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38 - 3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38 - 4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38 - 5	大島5-52	区立第二大島小学校(仮校舎)東側
38 - 6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38 - 7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38 - 8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
39 - 1	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39 - 2	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39 - 3	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39 - 4	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39 - 5	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39 - 6	大島6-7-8	区立第四大島小学校西側
39 - 7	大島6-7-8	区立第四大島小学校東側
39 - 8	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側
40 - 1	大島9-7-9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40 - 2	大島7-28-1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40 - 3	大島7-27-17	区立大島七丁目公園北側
40 - 4	大島9-5-3	区立第三大島小学校北側
40 - 5	大島7-16	区立こどもの広場北側
40 - 6	大島9-5-3	区立第三大島小学校南側
40 - 7	大島7-39-2	区立第三大島幼稚園東側
40 - 8	大島7-39-3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側
41 - 1	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41 - 2	大島8-11-3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41 - 3	大島8-11-2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41 - 4	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41 - 5	大島8-11-5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41 - 6	大島8-40-13	区立第五大島小学校南側正門前
41 - 7	大島8-39-22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41 - 8	大島8-12-22	区立大島中学校南側
42 - 1	北砂2-16先	区立北砂緑道公園西側
42 - 2	北砂1-3-25	区立北砂第二公園
42 - 3	北砂1-1	北一団地自治会集会所東側
42 - 4	北砂1-2-9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42 - 5	北砂1-3-36	区立北砂小学校正門横
42 - 6	北砂1-1-4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42 - 7	北砂1-1-6	区立北砂一丁目公園南側
42 - 8	南砂1-5-30	ウインザーハイム南砂北側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
43 - 1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43 - 2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43 - 3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43 - 4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43 - 5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43 - 6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43 - 7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43 - 8	南砂5-6-1	区立境川公園西側
44 - 1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44 - 2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44 - 3	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所北側
44 - 4	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所西側
44 - 5	北砂5-22-10	区立小名木川小学校正門横
44 - 6	北砂5-22-10	区立小名木川小学校南側
44 - 7	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
44 - 8	北砂5-1-7	江東区砂町文化センター南側植込み
45 - 1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45 - 2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45 - 3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45 - 4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45 - 5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45 - 6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45 - 7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45 - 8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46 - 1	北砂6-16-12	丸八児童遊園東側
46 - 2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46 - 3	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46 - 4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46 - 5	北砂6-26-8	亀高公園園内
46 - 6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46 - 7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
47 - 1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47 - 2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47 - 3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47 - 4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47 - 5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47 - 6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47 - 7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47 - 8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側
48 - 1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48 - 2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48 - 3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48 - 4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48 - 5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48 - 6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48 - 7	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門西側
48 - 8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49 - 1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49 - 2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49 - 3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49 - 4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49 - 5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49 - 6	東砂5-6-12	日本ウイリング(株)平和工場北側塀
49 - 7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49 - 8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50 - 1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50 - 2	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50 - 3	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校南側
50 - 4	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐車場南側
50 - 5	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50 - 6	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50 - 7	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50 - 8	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
51 - 1	南砂5-24先	区立仙台堀川公園内砂町魚釣場跡地北側フェンス
51 - 2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51 - 3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51 - 4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51 - 5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51 - 6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51 - 7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51 - 8	南砂6-7-52	区立江東図書館前
52 - 1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52 - 2	東砂7-18	区立仙台堀川公園砂町魚釣場跡地横鉄柵
52 - 3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52 - 4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52 - 5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52 - 6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52 - 7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53 - 1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53 - 2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53 - 3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53 - 4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53 - 5	南砂2-3-13	区立明治小学校(仮校舎)西側
53 - 6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53 - 7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53 - 8	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅6号棟南側植込み
53 - 9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み
54 - 1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54 - 2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グラウンド東側植込み
54 - 3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54 - 4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54 - 5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54 - 6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54 - 7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54 - 8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
55 - 1	東砂7-5-27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55 - 2	東砂7-5-17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55 - 3	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55 - 4	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校東側鉄柵
55 - 5	東砂8-24	区立東砂八丁目公園
55 - 6	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55 - 7	東砂8-11-5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55 - 8	新砂3-4-1	区立新砂めぐみ公園南側植込み
56 - 1	有明1-7-13	区立有明西学園東側
56 - 2	有明1-4-11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56 - 3	有明1-7-13	区立有明西学園西側
56 - 4	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター北側
56 - 5	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター東側
57 - 1	豊洲2-1-9	豊洲4-2街区計画仮囲い(晴海通り側)
57 - 2	豊洲2-3	区立豊洲公園東側植込み
57 - 3	豊洲2-3	区立豊洲公園南側
57 - 4	豊洲5-3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57 - 5	豊洲5-1-35	区立豊洲西小学校北東側
57 - 6	豊洲6-2-1	区立豊洲六丁目第二公園
57 - 7	豊洲6-2-35	区立豊洲六丁目公園

◎江東区選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり4名を抹消した。

令和5年12月1日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月1日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8, 630
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
138, 578
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
71, 911

◎江東区選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり2名を抹消した。

令和5年12月2日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）

第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月2日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8, 625
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
138, 541
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
71, 874

◎江東区選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第114条の規定により、江東区長選挙を次の期日に行う。

令和5年12月3日

江東区選挙管理委員会

選挙の期日 令和5年12月10日

◎江東区選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、令和5年12月10日執行の江東区長選挙の開票の事務は選挙会の事務に併せて行う。

令和5年12月3日

江東区選挙管理委員会

◎江東区選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和5年12月10日執行の江東区長選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

令和5年12月3日

江東区選挙管理委員会

投票所一覧

令和5年12月10日執行 江東区長選挙

投票区	投票所名	所在地
江東区第1投票区	八名川小学校	新大橋三丁目1番15号
江東区第2投票区	深川小学校	高橋14番10号
江東区第3投票区	中村中学校・高等学校	清澄二丁目6番15号
江東区第4投票区	元加賀小学校	白河四丁目3番19号
江東区第5投票区	深川第六中学校	平野三丁目6番13号
江東区第6投票区	毛利小学校	毛利二丁目2番2号
江東区第7投票区	東川小学校	住吉一丁目12番2号
江東区第8投票区	扇橋小学校	石島18番5号
江東区第9投票区	都立大江戸高等学校	千石三丁目2番11号
江東区第10投票区	深川第二中学校	冬木22番10号
江東区第11投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目1番6号
江東区第12投票区	教矢小学校	富岡一丁目18番7号
江東区第13投票区	深川第三中学校	越中島三丁目7番1号
江東区第14投票区	平久小学校	木場一丁目2番2号
江東区第15投票区	東陽小学校	東陽三丁目27番12号
江東区第16投票区	江東区役所	東陽四丁目11番28号
江東区第17投票区	東陽中学校	東陽二丁目1番8号
江東区第18投票区	深川南部保健相談所	枝川一丁目8番15-102号
江東区第19投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目21番14号
江東区第20投票区	枝川小学校	枝川三丁目5番3号
江東区第21投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目6番1号
江東区第22投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目4番4号
江東区第23投票区	東雲小学校	東雲二丁目4番11号
江東区第24投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目9番46号
江東区第25投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目1番22号
江東区第26投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目10番57号
江東区第27投票区	香取小学校	亀戸四丁目26番22号
江東区第28投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目5番7号
江東区第29投票区	水神小学校	亀戸五丁目22番22号
江東区第30投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目12番10号
江東区第31投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目36番1号
江東区第32投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目22番4号
江東区第33投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目41番16号
江東区第34投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目2番2号
江東区第35投票区	第一大島小学校	大島二丁目41番4号
江東区第36投票区	第二大島中学校	大島三丁目27番18号
江東区第37投票区	大島南央小学校	大島四丁目18番5号
江東区第38投票区	大島幼稚園	大島五丁目38番1号
江東区第39投票区	第四大島小学校	大島六丁目7番8号
江東区第40投票区	第三大島小学校	大島九丁目5番3号
江東区第41投票区	大島中学校	大島八丁目12番22号
江東区第42投票区	北砂小学校	北砂一丁目3番36号
江東区第43投票区	砂町小学校	北砂四丁目13番23号
江東区第44投票区	小名木川小学校	北砂五丁目22番10号
江東区第45投票区	亀高小学校	北砂五丁目20番16号
江東区第46投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目26番6号
江東区第47投票区	東砂小学校	東砂二丁目12番14号
江東区第48投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目21番5号
江東区第49投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目24番1号
江東区第50投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目13番18号
江東区第51投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目3番13号
江東区第52投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目17番30号
江東区第53投票区	南砂小学校	南砂二丁目3番21号
江東区第54投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目10番3号
江東区第55投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目10番9号
江東区第56投票区	有明西学園	有明一丁目7番13号
江東区第57投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目2番18号

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により準用される第39条（及び第40条第1項但書）の規定により、令和5年12月10日執行の江東区長選挙における期日前投票所を次のとおり定める。

令和5年12月3日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目11番28号	令和5年12月4日から12月9日まで 午前8時30分から午後8時まで
森下文化センター	江東区森下三丁目12番17号	
富岡区民館	江東区富岡一丁目16番12号	
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目2番18号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目1番5号	
カメラアプラザ	江東区亀戸二丁目19番1号	
総合区民センター	江東区大島四丁目5番1号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目7番3号	
南砂区民館	江東区南砂六丁目8番3号	

◎江東区選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和5年12月10日執行の江東区長選挙における投票管理者及び同職務代理者を別紙のとおり選任した。

令和5年12月3日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和5年12月10日執行の江東区長選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙のとおり選任した。

令和5年12月3日

◎江東区選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、令和5年12月10日執行の江東区長選挙の選挙会の場所及び日時については、次のとおり告示する。

令和5年12月3日

江東区選挙管理委員会

- 選挙会場所 深川スポーツセンター
江東区越中島一丁目2番18号
- 選挙会日時 令和5年12月10日
午後8時50分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和5年12月10日執行の江東区長選挙における選挙長及び同職務代理者を別紙のとおり選任した。

令和5年12月3日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、令和5年12月10日執行の江東区長選挙における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和5年12月3日

江東区選挙管理委員会

- 支出制限額
江東区長選挙 18,600,000円

告 示 (選 挙 長)

◎江東区長選挙選挙長告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第8
6条の4第1項の規定により、令和5年12月1
0日執行の江東区長選挙において、令和5年12
月3日別紙のとおり候補者の届出があった。

令和5年12月3日

江東区長選挙選挙長

植 村 典 侑

令和5年12月10日執行 江東区長選挙 立候補者一覧

江東区選挙管理委員会

届出番号	届出の別	候補者氏名	候補者氏名 (かな)	年齢	党派	職業	住所	本籍	一のウェブサイト等のアドレス
1	本人届出	大久保 ともか	おおくぼ ともか	52	無所属	無職	東京都江東区本場二丁目	東京都	https://okubo-tomoka.jp
2	本人届出	さんのへ あや	さんのへ あや	34	無所属	個人事業主	東京都江東区東陽二丁目	青森県	https://sannohe-aya.com
3	本人届出	いの たかし	いの たかし	58	無所属	無職	東京都江東区大島六丁目	東京都	https://inoino700.blog.fc2.com
4	本人届出	小暮 裕之	こぐれ ひろゆき	44	無所属	医療法人理事長	東京都葛飾区春日町六丁目	東京都	—
5	本人届出	酒井 なつみ	さかい なつみ	37	無所属	無職	東京都江東区塩浜一丁目	東京都	https://www.sukainatsumi.com/

区 議 会

◎区議会議決事項（令和5年第4回定例会）

11月29日から開会した令和5年第4回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第114号 江東区職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例

議案第115号 江東区会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

議案第116号 江東区立幼稚園教育職員の
給与に関する条例の一部を
改正する条例

(以上11月30日原案可決)